

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人M sねつと	奈良市富雄元町 一―二二―一 二 タワー・ア ラ・モード五〇	もこもこ	奈良市法蓮町 四三三―一 一 グローリー新 大宮一階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 五年十二 月一日